

2010年8月5日

党所属国会議員 各位  
都道府県連・総支部代表者 各位  
地方選管委員長 各位  
関係各位

民主党中央代表選挙管理委員会  
委員長 小平 忠正

## 民主党代表選挙の実施について（公告）

民主党中央代表選挙管理委員会は本日、代表選挙規則第6条第3項の定めにしたがい、代表選挙を本年9月に実施することについて、下記のとおり公告する。

この代表選挙が、国民の期待に応え、かつ民主党にふさわしい公平・公正なものとなるよう、党员およびサポーター各位はもとより、広く国民のみなさまおよび関係各位にご理解とご協力を要請する。

### 記

#### 1. 代表選挙の期日

選挙期日は9月14日（火）とし、告示日は9月1日（水）とする。9月14日の選挙は代表選挙集会（臨時党大会）において実施する。

#### 2. 代表選挙の候補者

代表候補者となることができる者は党所属国会議員とし、告示日に、党所属国会議員（中央および地方の選管委員を除く）の推薦人20名以上25名以下の氏名を記載した書面等、中央選管規程に定める文書等を添付して立候補届を行わなければならない。

#### 3. 代表選挙の有権者

- ① 一般党员またはサポーターは、定時登録名簿の中から代表選挙規則および中央選管規程に定める要件を満たした者を有権者名簿に登録する。
- ② 地方自治体議員党员は、定時登録名簿に告示日の7日前まで、すなわち8月25日までに追加登録された者を加えて、有権者名簿に登録する。
- ③ 国会議員党员も同様に、8月25日までに政党助成法にもとづき党に所属している者を有権者名簿に登録する。

#### 4. 選挙方法

- ① 一般党員有権者およびサポーター有権者は、居住地の小選挙区の区域を選挙区とし、郵便投票により最多得票数を得た代表候補者が当該選挙区の1ポイントを獲得する。ただし、小選挙区の区域に居住する一般党員およびサポーターの有権者数が合わせて100人未満の場合には、当該選挙区のポイントはゼロとする。
- ② 地方自治体議員有権者は、全国を1選挙区として100ポイントを保有し、郵便投票における得票数にもとづくドント方式により各代表候補者に比例配分する。
- ③ 国会議員有権者は、1人2ポイントを有し、代表選挙集会で直接投票を行う。
- ④ 決選投票が行われる場合、国会議員各2票の直接投票をもって、その得票数の多い候補者を当選者とする。
- ⑤ ただし、立候補者が1名の場合、選挙は実施せず、代表選挙集会にその旨報告し、その承認をもって当選者を確定させる。

#### 5. 選挙運動

党営選挙運動を中心とし、党の品位が損なわれないよう、また候補者に過度の経済的な負担がかからないよう、中央選管規程に定める規制等を順守して行わなければならない。

#### 6. 選挙の根拠規定および実施機関

代表選挙は、党規約、代表選挙規則、中央選管規程にもとづいて、中央選管および地方選管によって実施される。

#### 7. 事前説明会

代表候補者になろうとする者は、追って中央選管が日時・場所を定めて公告する事前説明会に、必要な書類を準備して参加するよう努めなければならない。

以 上